

横浜市行政不服審査会答申
(第171号)

令和8年6月9日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「交付要求処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

2 事案の概要

本件は、令和2年度から令和5年度までの固定資産税・都市計画税9月随時課税分（以下「本件固定資産税等随時課税分」という。）について、滞納処分として令和6年1月31日付けで審査請求人が有する生命保険契約に基づく積立配当金及び解約返戻金の支払請求権につき差押処分（以下「本件差押え」という。）がされた後、審査請求人が、令和5年度固定資産税・都市計画税第3期分及び第4期分並びに令和6年度固定資産税・都市計画税第1期分から第3期分までをいずれも納期限までに納付しなかったため、●●区長（以下「処分庁」という。）が、本件差押えの執行機関に対して令和7年1月29日付けで交付要求処分（以下「本件交付要求」という。）を行ったところ、審査請求人が本件差押え及びそれに続く本件交付要求はいずれも違法であるとして、本件交付要求の取消しを求めた事案である。

3 法令等の規定

別紙「関係法令等の定め」のとおり（同別紙で用いた略称は本文中でも用いることとする。）。

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件交付要求は、先行する本件差押えの審査請求中に行われており、不当である。
- (2) 本件交付要求は既に開始されている強制換価手続における換価代金からの回収を求め、その配当によって租税を回収するものである。

先行処分が後行処分の前提となっており、ある程度一連の一体化した問題である。

先行処分である本件差押えが違法不当であるため、本件交付要求は違法性の承継の観点から取り消されるべきである。

5 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人に対し、滞納処分としての本件差押えが行われており、「強制換価手続が行われた場合」（国税徴収法第 82 条第 1 項）に該当したため、処分庁は本件差押えの執行機関に対して本件交付要求を行った（法第 373 条第 4 項）。

処分庁は、令和 7 年 1 月 31 日に審査請求人に交付要求通知書を送付し、同年 2 月 1 日に審査請求人が受領している（国税徴収法第 28 条第 2 項）。

- (2) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 25 条第 1 項は、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と規定しており、審査請求手続中であっても処分の手続の続行は妨げられるものではないため、本件交付要求は不当ではない。
- (3) 審査請求人は、先行する処分が違法であるから後続の処分にも違法性が継承される旨の主張をしているが、先行処分が本件差押えだとすれば、本件差押えは適法であり、審査請求人の主張はその前提を欠く。

6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

(1) 認められる事実

ア 処分庁は、令和 5 年 9 月 5 日、審査請求人ほか共同相続人（以下「審査請求人ら」という。）が共有する不動産を課税物件とし、審査請求人らに対して、令和 5 年度固定資産税・都市計画税の第 3 期分については納期限を令和 6 年 1 月 4 日とし、第 4 期分については同年 2 月 29 日とする納税通知書を発送した。

イ 処分庁は、令和 6 年 1 月 31 日、本件固定資産税等随時課税分について、本件差押えを行った。

ウ 審査請求人らは、令和 5 年度固定資産税・都市計画税の第 3 期分及び第 4 期分をそれぞれ納期限までに納付しなかった。

エ 処分庁は、令和 6 年 4 月 1 日、令和 6 年度固定資産税・都市計画税につい

て、審査請求人らに対し、第1期分については納期限を令和6年4月30日とし、第2期分については同年7月31日とし、第3期分については令和7年1月6日とする納税通知書を発送した。

オ 審査請求人らは、令和6年度固定資産税・都市計画税の第1期分から第3期分までをそれぞれ納期限までに納付しなかった。

カ 処分庁は、令和7年1月31日、令和5年度固定資産税・都市計画税の第3期分及び第4期分並びに令和6年度固定資産税・都市計画税の第1期分から第3期分までについて、いずれも納期限までに納付されなかったことから、本件差押えの執行機関に対し、同月29日付け交付要求書により本件交付要求を行い、審査請求人に対し、同日付け交付要求通知書を送付して、本件交付要求を行った旨を通知した。

(2) 争点に対する判断

ア 本件交付要求について

滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、執行機関に対し、滞納に係る固定資産税及び都市計画税に係る地方団体の徴収金について交付要求をしなければならない（法第373条第4項、法第702条の8）。また、交付要求は、執行機関に対して交付要求書により行われなければならない（法第373条第7項よって準用される国税徴収法第82条第1項）、交付要求をしたときは滞納者に通知しなければならない（法第373条第7項により準用される国税徴収法第82条第2項）。

本件においては、令和6年1月31日に本件差押えがなされており、滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合に該当する。また、上記(1)ウ及びオのとおり、本件交付要求時点において、審査請求人らは令和5年度固定資産税・都市計画税の第3期分及び第4期分並びに令和6年度固定資産税・都市計画税の第1期分から第3期分までをいずれも納付しておらず、これらの税を滞納していたものと認められる。さらに、処分庁は、執行機関に対して交付要求書により本件交付要求を行い、その旨を交付要求通知書により審査請求人に通知していることが認められる。

したがって、本件交付要求は、法定の要件を満たす適法なものである。

イ 本件差押えに係る審査請求の係属中に本件交付要求が行われたことについて

審査請求人は、本件交付要求の前提となる本件差押えに対する審査請

求が係属中であるにもかかわらず、本件交付要求が行われたため、本件交付要求が違法又は不当である旨主張する。

この点、行政処分には公定力があり、取り消されるまでは有効と解され、審査請求も処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないものであるから（行政不服審査法第25条第1項）、本件交付要求の前提となる本件差押えに対する審査請求が係属中であっても、本件交付要求を行うことに違法又は不当な点はない。

ウ 違法性の承継について

審査請求人は、先行処分たる本件差押えが後行処分たる本件交付要求の前提となっており、ある程度一連の一体化した問題であるとして、本件差押えの違法性又は不当性が本件交付要求に承継されると主張する。

先行処分と後行処分の一体性は、処分の目的及び効果を勘案して判断すべきところ、本件において、先行処分たる本件差押えは本件固定資産税等随時課税分の滞納税の回収を目的及び効果とするものであり、一方、後行処分たる本件交付要求は令和5年度固定資産税・都市計画税の第3期分及び第4期分並びに令和6年度固定資産税・都市計画税の第1期分から第3期分までの滞納税の回収を目的及び効果とするものである。したがって、本件差押えと本件交付要求はその目的及び効果を異にするものであるから、両処分を一体のものと評価することはできない。

また、このように解したとしても、審査請求人が本件差押えについて審査請求を行うことについて支障がなく、審査請求人が実際に本件差押えについて審査請求を行っていることから、手続保障に問題があるとは言えない。

したがって、本件交付要求は、先行処分たる本件差押えの違法性を承継するという審査請求人の主張は認められない。

(3) 結語

以上から、本件交付要求に違法な点はなく、その他本件の事情を総合的に考慮しても、本件交付要求を違法又は不当として取り消すべき事情は見当たらないと言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、6の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和7年5月21日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和7年6月11日	・ 弁明書の受理
令和7年6月16日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年7月25日	・ 反論書の受理
令和7年7月29日	・ 反論書（副本）の送付
令和7年12月8日	・ 物件の提出依頼
令和7年12月18日	・ 物件の受理
令和7年12月23日	・ 物件の提出通知
令和8年4月1日	・ 審理手続の終結
令和8年4月6日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和8年4月10日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和8年5月12日	・ 調査審議
令和8年6月9日	・ 調査審議

関係法令等の定め

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）

（固定資産税に係る滞納処分）

第 373 条 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第 2 次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第 1 号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 固定資産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第 1 号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第 114 条第 1 号に掲げる請求権に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第 1 項から第 3 項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第 86 条第 1 項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 第 364 条第 5 項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合においては、当該固定資産について第 389 条第 1 項の規定による通知

が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

- 7 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(第8項省略)

(都市計画税の賦課徴収等)

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第十七条の四の規定に基く還付加算金、第三百六十五条第二項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第三百六十八条若しくは第三百六十九条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

(第2項から第8項まで省略)

国税徴収法（昭和34年法律第147号）

(交付要求の手続)

第82条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成16年法律第75号）第114条第1号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第84条第2項（交付要求の解除）において同じ。）に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

- 2 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

(第3項省略)